

川越市中心市街地活性化協議会運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川越市中心市街地活性化協議会規約第14条第2項の規定に基づき、川越市中心市街地活性化協議会運営委員会（以下「運営委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、川越市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会に提案する事項の調整に関する事項
- (2) ワーキンググループの運営に関する事項
- (3) その他協議会の運営全般に関し必要な事項

(組織)

第3条 運営委員会は、運営委員長、副運営委員長及び運営委員をもって組織する。

(運営委員長及び副運営委員長)

第4条 運営委員長は、協議会の会長が選任する。

- 2 副運営委員長は、運営委員長が運営委員の中から指名する者をもって充てる。
- 3 副運営委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるとき、又は運営委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営委員)

第5条 運営委員は、協議会構成員の中から会長が指名する者をもって充てる。

(会議)

第6条 運営委員会は必要に応じて運営委員長が招集する。

- 2 運営委員長は運営委員会を主催し、会議の議長となる。
- 3 運営委員長は必要に応じ、運営委員会に関係者等の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 運営委員会は、協議会に提案する事項等について専門的に研究、協議し、又は調整させるため、ワーキンググループを置くことが出来る。

2 ワーキンググループの組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。

(報告)

第8条 運営委員長は、運営委員会の協議の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 運営委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、運営委員長が会長と協議のうえ別に定める。

附 則

この規程は、平成24年6月20日から施行する。

川越市中心市街地活性化協議会ワーキンググループ規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川越市中心市街地活性化協議会規約第14条第2項及び川越市中心市街地活性化協議会運営委員会規程第7条第2項の規定に基づき、川越市中心市街地活性化協議会ワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 ワーキングは、川越市中心市街地活性化協議会運営委員会（以下「運営委員会」という。）の運営委員長（以下「運営委員長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 川越市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）への提案事項の協議又は調整に関する事項
- (2) その他協議会の運営全般に関し必要な事項

(組織)

第3条 ワーキングは、座長、副座長及び第5条に規定するグループ員をもって組織する。

(座長及び副座長)

第4条 座長は、運営委員長が選任する。

2 副座長は、座長が指名するものをもって充てる。

3 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(グループ員)

第5条 グループ員は、座長が指名する者をもって充てる。

(会議)

第6条 ワーキングは、必要に応じて座長が招集する。

2 座長は、ワーキングを主催し、会議の議長となる。

3 座長は、必要に応じてワーキングに関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 座長は、ワーキングの協議の経過及び結果について、運営委員長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 ワーキングの庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、座長が運営委員長と協議の上別に定める。

附 則

この規程は、平成24年6月20日から施行する。